

(仮称)白岡市市民参画条例の骨子案(たたき台)

1 市民参画条例を制定する目的について

市民参画条例は、市民参画を推進し市民の意見を市政へ反映させることにより、自治基本条例の理念の実現を図ることを目的とし、自治基本条例第15条第5項の規定に基づき、市民参画の推進に関し必要な事項を定めるものです。

* 市民とは、市内に在勤、在住若しくは在学する者又は市内で事業を営むもの若しくは活動するものをいいます。

2 市民参画の方法について

本条例における市民参画の方法は、次に掲げるものとします。

- (1) 審議会等 行政が実施する審議会等の委員の公募に応じて選任された市民が、行政からの諮問等に対して意見を述べる方法
 - * 審議会等とは、地方自治法の規定に基づき設置された付属機関及び市条例等により設置された会議のことをいいます。
 - * 行政とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のことをいいます。
- (2) パブリックコメント 行政が、市の施策等の趣旨、内容等を公表したうえで市民に意見を求め、それに対して市民が意見を提出する方法
- (3) 市民説明会 行政が施策等の策定過程において、その内容・状況等を説明するために開催する説明会に市民が参加し、行政と市民が意見交換を行う方法
- (4) 市民アンケート 行政が、市民の意識や考えを把握・分析するために質問項目や期間等を設定して調査を実施し、それに対して市民が回答する方法
- (5) ワークショップ 行政が施策等の案を作成するため、市民と行政又は市民同士がグループによる共同作業を行い、参加者の合意形成を図りながら案を作り上げていく方法
- (6) 市民政策提案 市民が5人以上の市民の連署を持って、行政に対し

て政策の提案を行う方法

3 市民参画の実施対象事項について

- (1) 行政は、次に掲げる施策等を行おうとするときは、施策等の内容や市民生活への影響等を考慮して、適切な時期に2に掲げる市民参画の方法のうち、1以上の方法を実施しなければなりません。
 - ① 市の構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - ② 市政に関する基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
 - ③ 広く市民に利用される大規模な市の施設の設置計画又は変更
 - ④ 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (2) 行政は、(1)に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、市民参画手続きを行わないことができるものとします。
 - ① 軽易と認められるもの
 - ② 緊急に実施しなければならないもの
 - ③ 行政に裁量の余地がないもの
 - ④ 法令等により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
 - ⑤ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (3) 行政は、(2)の規定により市民参画の方法を実施しないこととしたときは、速やかにその理由を公表するものとします。

4 市民参画計画の作成について

- (1) 行政は、毎年度、その年度における市民参画の実施の予定を取りまとめて市民参画計画を作成し、これを公表するものとします。
- (2) 行政は、前年度における市民参画計画の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

5 審議会等の委員の公募について

- (1) 行政は、審議会等の委員を委嘱するときは、その趣旨及び審議内容に応じ、原則として、公募による市民を含めるものとします。
- (2) 行政は、(1)の規定にかかわらず、審議会等の委員に公募による市民を含めないこととしたときは、速やかにその理由を公表するものとします。

6 まちづくりサポーターの登録について

- (1) 市長は、市政への市民参画を推進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を公募し、まちづくりサポーターとして登録するものとします。
- (2) 市長は、(1)により登録された者に対し、審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を提供するものとします。

7 子どもの参画推進について

市民及び行政は、子どもたちが自分の住むまちに誇りや愛着を感じることができるよう、子どもたちのまちづくり活動への参加促進又は支援を行い、その環境づくりに努めるものとします。

8 情報の公開について

- (1) 行政は、情報公開条例及び個人情報保護条例に留意しながら、市政運営に関する情報を公開し、市民との情報の共有に努めるものとします。
- (2) 行政は、市民参画に関する情報を積極的に市民に提供し、参画しやすい環境づくりに努めるものとします。